

## 東村山市ホテル等建築適正化審議会規則

平成元年9月19日  
規則第48号

### (目的)

第1条 この規則は、東村山市ホテル等建築の適正化に関する条例(平成元年東村山市条例第16号)第11条第5項の規定に基づき、東村山市ホテル等建築適正化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (関係人の出席等)

第4条 審議会は、必要と認めるときは、事業主等関係人の出席を求め、説明を受け、若しくは意見を聞き、又は必要な資料を提出させることができる。

### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規則は、平成元年11月1日から施行する。